

平成25年4月1日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○会計管理者の事務の一部の委任の一部改正（275・会計課）…………… 1

告 示

秋田県告示第二百七十五号

平成二十二年秋田県告示第二百三十二号（会計管理者の事務の一部の委任）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

秋田県知事 佐竹 敬 久

別表第二現金取扱員表企画振興部の項中

市町村課に属する
職員のうちから知
事が命ずる者

政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写し又は
写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金
みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納

収支報告書等の
融機関への払込
員の事務

を

市町村課に属する
職員のうちから知
事が命ずる者

政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書等の
写しを交付するときに徴収する現金の収納（指定金融機関への払込
みを含む。）に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務

地域活力創造課に
属する職員のうち
から知事が命ずる
者

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定
する特定非営利活動法人の事業報告書等の写し又は同条第三項に規
定する認定特定非営利活動法人（同条第四項に規定する仮認定特定
非営利活動法人を含む。）の役員報酬規程等の写しを交付するときに
徴収する現金の収納（指定金融機関への払込みを含む。）に係る
出納局会計課長の職にある出納員の事務

に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）